



(参考) 学校において予防すべき感染症について

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1種	※1	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ※2	発症後5日、かつ解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	新型コロナウイルス感染症 ※2	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	流行を防ぐため、必要があれば出席停止となる場合があります。

※1 第1種: エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)

※2 発症した日は「発症0日」とし、症状が出た日の翌日を1日目として起算します。

(解熱した日、症状軽快した日も同じく、解熱した日及び症状軽快した日の翌日を1日目とする。)